

人間文化研究機構人間文化研究創発センター組織運営規程

令和4年3月28日

人間文化研究機構規程第160号

令和5年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構人間文化研究創発センター（以下「創発センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 創発センターは、人間文化研究機構が設置する6大学共同利用機関（以下「機関」という。）の相互連携ならびに国内外の大学等研究機関との連携を深め、開かれた人間文化研究の理念のもとで、学際的研究を創発的に推進するとともに、社会共創、国際連携、デジタル・ヒューマニティーズ(DH)等の促進により、人類の存続と共生のための知の獲得に向けて、人間文化の総合的研究を推進するための必要な事業を行う。また、研究情報ならびに研究成果等を研究者コミュニティに統合的に発信して共有化するとともに、社会共創の推進により、社会への発信と共有化を実現する。これらの事業を通じて、開かれた人間文化研究の理念と高度な学術研究能力ならびに共同研究のマネジメント力を有する多様な人材を育成する。

(業務)

第3条 創発センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基幹研究プロジェクト（機関拠点型を除く）及び共創先導プロジェクト（以下「基幹研究プロジェクト等」という。）に係る企画・運営等に関すること。
- (2) 基幹研究プロジェクト等の進捗管理に関すること。
- (3) 社会共創に関すること。
- (4) 国際連携に関すること。
- (5) デジタル・ヒューマニティーズ(DH)に関すること。
- (6) 情報発信に関すること。
- (7) 多様な研究者の育成に関すること。
- (8) その他、創発センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 創発センターに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 創発センター研究員

(センター長)

第5条 センター長は、創発センターの業務を統括する。

2 センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

2 副センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

(創発センター研究員)

第7条 創発センター研究員は、創発センター、基幹研究プロジェクト等を実施する機関又は大学へ配置されるものとする。

(1) 創発センターに配置される創発センター研究員は、創発センターが実施する業務のうち、センター長の命に基づき担当する業務の企画・運営に従事するとともに、当該業務の実施に必要な調査・研究を行う。

(2) 創発センターから基幹研究プロジェクト等を実施する機関又は大学に配置される創発センター研究員は、当該基幹研究プロジェクト等が実施する業務の企画・運営に従事するとともに、当該基幹研究プロジェクト等の研究に参画する。

2 創発センター研究員のうち、センター長の命に基づき、機関において機構の情報発信業務の企画・運営に従事する者を、人文知コミュニケーターと称する。

(運営委員会)

第8条 創発センターが行う事業に関する重要事項を審議するため、創発センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 機関の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名

(3) 機構長が委嘱する機構外の学識経験者

(4) その他機構長が必要と認める者

3 前項第3号の委員の数は、委員総数の半数以上とする。

4 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画調整会議)

第9条 創発センターの運営方針等の企画立案及び審議を行うとともに、事業の運営について意見調整等をするため、運営委員会の下に、企画調整会議を置く。

2 企画調整会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 前条第2項第2号に定める運営委員会の委員 6名

(4) その他機構長が必要と認める者

3 企画調整会議は、センター長が招集し主宰する。

4 企画調整会議に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(デジタル・ヒューマニティーズ (DH) 推進室)

第10条 第3条第5項に掲げるデジタル・ヒューマニティーズ (DH) に関わる事業を推進するために、デジタル・ヒューマニティーズ (DH) 推進室 (以下「DH 推進室」という。) を置く。

2 DH 推進室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 副センター長 (DH 担当)
- (2) 創発センター研究員 (DH 担当)
- (3) 機関の長が推薦する職員 各1名
- (4) その他機構長が必要と認める者

3 DH 推進室に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(庶務)

第11条 創発センターに関する庶務は、本部事務局において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、創発センターの組織及び運営に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。